「誰一人取り残さないまちづくり」

・人権教育の推進

「北栄町人権を尊重する町づくり推進計画」を改訂し、令和 5 度から令和 9 年度までの 5 年間の人権施策の方向・方針を定めました。

この計画に基づき、「個性を認め合い 互いの心に寄り添う町」の 実現に向け、関係機関と連携した取組を進めてまいります。

また、ほくほくプラザ(人権文化センター)の省エネ改修を実施し、 人権教育推進の拠点として各種事業の充実を図ります。

・福祉の充実

地域福祉の充実につきましては、住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと暮らすことができるように、「みんなで支えあい えがおで共に暮らすまち 北栄町」を基本理念とする「北栄町地域福祉推進計画」に沿って、重層的支援体制整備事業など地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してまいります。

高齢者福祉の充実については、第 8 期北栄町介護保険事業計画・ 高齢者福祉計画の最終年度となります。

計画に盛り込みました地域包括ケアシステムの構築のため、介護 予防、在宅医療・介護連携、認知症施策、地域ケア会議、生活支援・ 介護予防サービスの体制整備をさらに推進してまいりますとともに、 令和6年度から始まる第9期の計画の策定を進めてまいります。

また、介護予防として「こけないからだ体操」の普及に努め、10月 に、社協の福祉まつりと共催して、こけないからだ体操交流大会を開 催します。

さらに、<u>認知症対策</u>については、認知症の理解を深めるための啓発・体制づくりや、認知症カフェを新たに北条地区でも開催し、認知症の方や家族、介護者が気軽に集える居場所となるよう取り組んでまいります。

また、<u>障がい者福祉の充実</u>につきましては、障がい福祉サービスの 提供体制の確保を進めてまいります。令和 5 年度が計画の最終年度 となる「第 2 期北栄町障がい者計画」等については令和 6 年度から の次期計画の策定を進めてまいります。

・健康づくりの推進

第 3 次健康ほくえい計画に基づき健康寿命の延伸に向けた取組を 推進してまいります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受け、健康診査、がん検診などの受診率の低下や、健康講座の開催の減少が見られることから、令和 5 年度は、各自治会への健康講座開催の働きかけや地域に根差した健康づくりを展開し、運動の推進、食育・食生活など生活習慣の改善の取組を強化します。

疾患の早期発見、早期治療につなげるため、セット健診や、がん検診の休日検診や医療機関での実施など受診しやすい環境の整備や、 受診勧奨を行ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に取り組み、データに基づいた保健事業・介護予防事業等より、健康寿命の延伸と医療費の抑制を進め、糖尿病性腎症をはじめとした生活習慣病重症化予防のための保健指導を推進してまいります。

・男女共同参画の推進

第 4 次男女共同参画基本計画に基づき、性別にとらわれることなく一人ひとりが社会のあらゆる分野において「誰もが輝くまち」をめざして取組を推進してまいります。

<u>懸案となっております。医療体制の確保</u>につきましては、県内で初となる支援制度を立ち上げたところであり、医療機関の誘致等に向け、県、医師会等と連携して取り組んでまいります。

また、商店等の閉店に伴う<u>買い物弱者対応</u>についても関係機関と 連携し、対応を検討してまいります。